

契約番号

立木販売

売 買 契 約 書

売買物件の 所在場所				面積 (h a)
売買物件の 種類及び数量	区 分	樹 種	本数 (本)	材積 (m³)
	立 木		—	
内 訳				
売買代金	売 買 代 金		円	
	う ち 消 費 税 抜 代 金		円	
	消 費 税 (1 0 %)		円	
契約保証金	免除		円	
売買代金の分収額	官収分	分 収 額	円	
		う ち 消 費 税 抜 代 金	円	
官行造林立木竹	民収分	分 収 額	円	
		う ち 消 費 税 抜 代 金	円	
分収造林立木竹	分収権者			
分収育林立木竹				

売 買 代 金 納 付 の 方 法	現金納付分	売買金額	円	納付期限	令和 年 月 日
	延 納 分	延納金額	円	延納期間	～ 日 間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円 以上	担保の種類	
		延納利率	年 %	同提供期限	
	分 割 延 納 分	延納金額	円	延納期間	～ 日 間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円 以上	担保の種類	
延納利率		年 %	同提供期限		
売買物件の 引渡方法	現地立会省略	売買物件の 引渡期間 (期限)	代金納付の日又は延納担保 提供の日 (概算の場合の最終期限)		
売買物件の 搬出期間 (期限)	公売物件明細書のとおりとする。				
売買 (使用) 目的の指定		施設設置等 の指定			
特約事項	特約事項は別紙のとおり				

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売 渡 人 分任契約担当官 吾妻森林管理署長 菅野 泰治
登録番号 T8000012050001

買 受 人

* 概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。

* 本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である。

造林事業請負契約書(案)

- 1 事業名 令和8年度六合地区立木販売・造林請負一括事業(国庫債務)
- 2 事業場所 群馬県吾妻郡中之条町大字入山字入山国有林106林班た3小班
- 3 事業量 地拵 1.98ha、植付 1.96ha
- 4 事業期間 令和8年 月 日から(契約締結の翌日から)
令和9年6月30日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額
金 円也)
〔注〕()の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選 択 事 項		選 択 条 項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	10分の4以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
×	部分払		第38条
○	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品 名	品 質 規 格	数 量	引 渡 予 定 場 所	引 渡 予 定 月 日
無				

8 特約事項

無

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年 月 日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 住所 群馬県吾妻郡中之条町伊勢町771-1

分任支出負担行為担当官

吾妻森林管理署長 菅野 泰治 印

請負者 住所

氏名

印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

国庫債務負担行為に係る契約の特則

適用削除 の区分	選 択 事 項		選択条項	
○	各会計年度における請負金の支払限度額	令和8年度 支払い不可	第40条第1項	
		令和9年度 円		
○	支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額	令和8年度 支払い不可	第40条第2項	
		令和9年度 円		
×	前払金	—	第41条	
×	翌会計年度の前払金相当額	—	第41条第3項	
×	部分払	—	第42条	
×	前払金の支払を受けている場合の部分払額の決定	—	第42条第2項	
×	各会計年度において部分払を請求できる回数	—	第42条第3項	